

食品安全委員会

Food Safety Commission 2013



<http://www.fsc.go.jp/>



食品安全委員会について

輸入食品、加工食品の増大など食生活を取り巻く環境が大きく変化していることに加え、牛海綿状脳症(BSE)の発生など食品の安全を脅かす事件が相次ぎました。このため、食品の安全にリスク分析の考え方をもとにした食品安全基本法が平成15年に制定されました。この法律に従って、食品の安全性確保のための規制や指導を行うリスク管理機関(厚生労働省や農林水産省など)から独立して、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を行うことを目的として、同年7月1日に内閣府に食品安全委員会が設置されました。

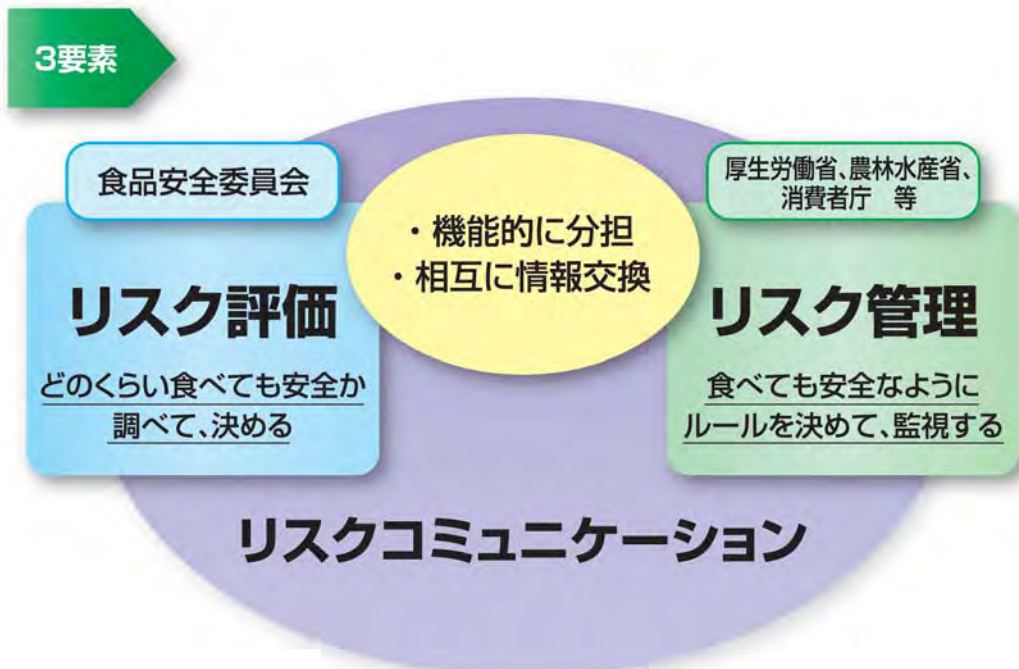
食品安全基本法では、国民の健康の保護が最も重要であることを基本理念として定め、国、地方公共団体、食品の生産から販売までの事業者の責務や消費者の役割を明らかにするとともに、この分野で国際的にも受け入れられている「リスク分析」という考えに基づいて、食品の安全性の確保を総合的に推進しています。

リスク分析

食品中に含まれる危害要因(ハザード)を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方。

リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの3つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、より良い成果が得られる。

リスク分析



私たちが口にする食品には豊かな栄養成分とともに、わずかながら健康に悪影響を与える可能性のある要因(危害要因(ハザード)といいます)が含まれています。必要な物質でも大量に摂取すると健康に悪影響を及ぼす可能性があります。すべての食品について、絶対に安全ということをお断言することはできません。このため、食品を食べることによって、人の健康に悪影響が生じる確率とその深刻さの程度(これをリスクといいます)を科学的に評価し、それに基づいて悪影響を健康に支障のないレベルに低く抑えることが必要です。

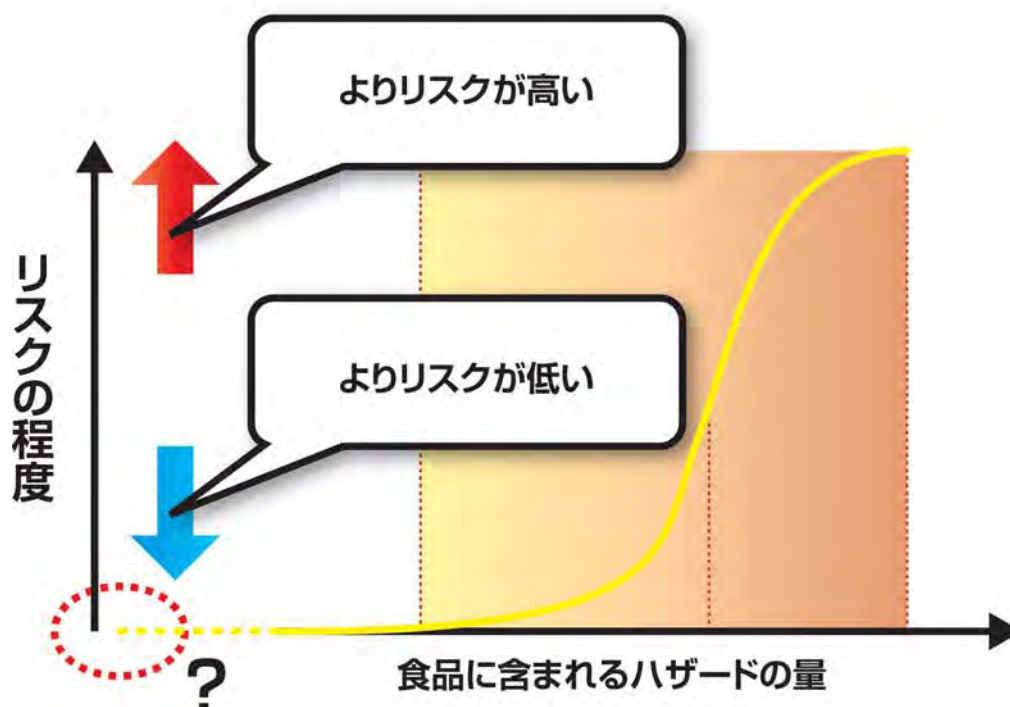
ハザード

健康に悪影響をもたらす可能性のある食品中の物質・要因または食品の状態

リスク

食品中にハザードが存在する結果、生じる健康への悪影響が起こる可能性とその程度

⇒実際にはハザードの毒性とハザードの体内への吸収量によって決まる





食品安全委員会の構成

食品安全委員会は、食の安全に関し深い識見を有する7名の委員から構成され、その下に12の専門調査会が設置されています。このうち11の専門調査会が、添加物、農薬や微生物といった危害要因ごとのリスク評価について調査審議しています。

また、これらの運営のために事務局が設置されています。

食品安全委員会委員

- くまがい すすむ 熊谷 進 (委員長)
- さとう ひろし 佐藤 洋 (委員長代理)、やまぞえ やすし 山添 康 (委員長代理)、みつもり くにとし 三森 国敏 (委員長代理)
- いしい かつえ 石井 克枝、かみやすひら 上安平、きよこ 村田 冽子、まさつね 容常

専門調査会 (延べ200人程度)

- 企画等
- 微生物・ウイルス
- プリオン
- かび毒・自然毒等
- 生物系
- 添加物
- 農薬
- 動物用医薬品
- 器具・容器包装
- 化学物質・汚染物質
- 化学物質系
- 遺伝子組換え食品等
- 新開発食品
- 肥料・飼料等
- 新食品等

事務局 (事務局長、次長、4課 2 官)

- ・ 総務課
- ・ 評価第一課
- ・ 評価第二課
- ・ 情報・勧告広報課
- ・ リスクコミュニケーション官
- ・ 評価情報分析官



食品安全委員会の主な役割と取組

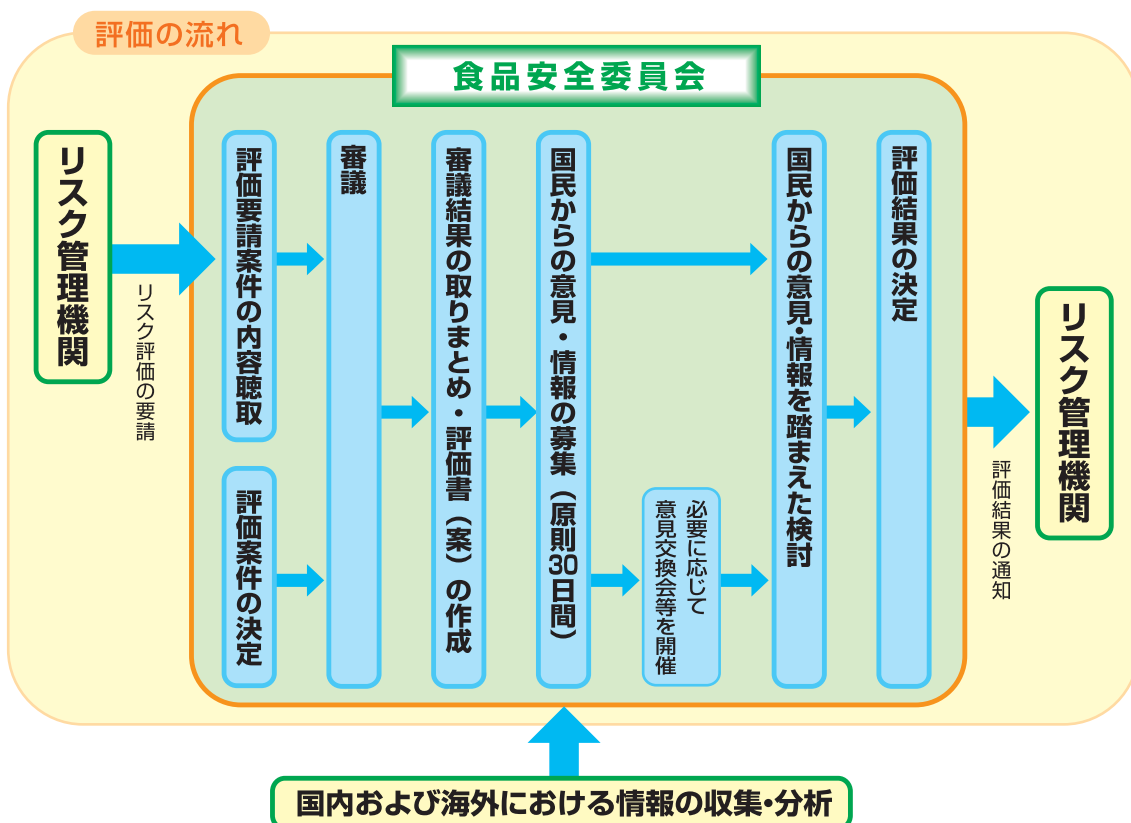
リスク評価

食品安全委員会の最も重要な役割は、食品に含まれる可能性のある添加物、農薬や微生物などの危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価を行うことです。具体的には、食品中の危害要因を摂取することによって、どの程度の量の危害要因を摂取すると、どの位の確率でどのぐらい深刻に健康への悪影響が起きるかを科学的に評価します。なお、リスク評価のことを食品安全基本法の中では「食品健康影響評価」と呼んでいます。

食品安全委員会では、主として厚生労働省、農林水産省、消費者庁などのリスク管理機関からの評価要請を受けてリスク評価を実施するほか、リスク管理機関から評価を要請されなくとも評価を行う必要があると考えられる場合には、「自ら評価」と呼ばれるリスク評価も実施しています。

設立以来、食品安全委員会では、1200件を超えるリスク評価を実施しました。

さらに、食品安全委員会は、リスク評価の結果に基づいて行われるべき施策についてリスク管理機関に勧告を行うことができます。



リスクコミュニケーション

リスク評価やリスク管理を行っていくうえで、透明性を確保しつつ国民の理解を進めていくためには、リスクコミュニケーションが重要です。リスクコミュニケーションとは、食品の安全性を向上させるリスク評価やリスク管理について、消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見交換を行うことです。食品安全委員会では、国民の関心の高いリスク評価の内容などについてリスクコミュニケーションを行うとともに、リスク管理機関や地方公共団体と連携したリスクコミュニケーションにも取り組んでいます。

また、食品安全委員会（原則毎週月曜日開催）や専門調査会などの会合は、原則、公開で行われており、すべての議事録をホームページに掲載して透明性の確保に努めています。



食の安全ダイヤル

国民の皆様から食品の安全性に関するお問い合わせ、ご意見、ご報告などを頂く「食の安全ダイヤル」を設置するとともに、よくある質問については、Q&Aとして整理し、ホームページに掲載しています。

「食の安全ダイヤル」

TEL:03-6234-1177
月曜～金曜 10:00～17:00
(ただし、祝日・年末年始を除く)

メールでも受け付けています。

食の安全ダイヤル

食品安全モニター

国民の皆様は日常生活を通じて、食品の安全性についてのご意見などを頂くため、全国各地の470名の方に「食品安全モニター」を依頼しています。リスク管理措置の実施状況等に関する情報提供や意見等の報告、食品の安全性に関する意識等を把握するためのアンケート形式の調査の実施のほか、食品安全委員会からの情報の地域への提供にもご協力いただいています。

メールマガジンの配信

食品安全委員会の活動や委員会からのお知らせをタイムリーにお届けするために、メールマガジン（「食品安全委員会e-マガジン」）を配信しております（原則毎週火曜日。わかりやすい読み物版は月2回）。配信希望の方は、下記のURLからご登録をお願いします。

食品安全委員会 メルマガ

食品安全総合情報システムによる情報提供



食品安全委員会が保有する食品の安全性に関する情報についてのデータベース「食品安全総合情報システム」を設けています。このデータベースへは食品安全委員会のホームページからアクセスでき、左のメニュー画面から様々な情報を検索することができます。

食品安全総合情報システム [検索](#)

緊急事態への対応

食品安全委員会と消費者庁及びリスク管理機関は、日頃から密接に連携して食中毒の発生などの情報を収集・分析し、国民の健康被害の防止やリスクの最小化に取り組んでいます。

食品の摂取を通じて重大な健康被害が生じるおそれのある緊急事態の発生時には、政府一体となって危害の拡大や再発の防止に迅速かつ適切に取り組むとともに、危害要因等に関する科学的知見や食品安全委員会としての見解等をマスメディア、インターネットなどを通じて、迅速に分かりやすく、タイムリーに国民へ提供します。

国際対応への取組

食品安全委員会は、欧州食品安全機関(EFSA)及びオーストラリア/ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)と「技術的データの収集、解析及び共有」や「データ収集の方法論に関する見解及び専門的知識の共有」を主な内容とする協力文書を締結し、この協力文書に基づき定期会合を開催するなど、リスク評価の手法、個別の課題についての国際的な情報交換・意見交換等を行っています。

また、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)等の国際会議への出席、諸外国から講師を招聘しての意見交換会・会議の開催、英文HPによる情報提供等を実施し、積極的に諸外国や国際機関との連携に努めています。



食品安全基本法のポイント

1. 基本理念 第3～5条

食品の安全性の確保

- ① 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に取り組む
- ② 食品の生産から消費までの各段階において行う
- ③ 国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて取り組む

2. 関係者の責務・役割 第6～9条

- 国の責務及び地方公共団体の責務
 - ・ 適切な役割分担を行って食品の安全性の確保に取り組む
- 食品関連事業者の責務
 - ・ 食品の安全性確保について、第一義的な責任を有することを認識し、適切に取り組む
 - ・ 正確で適切な情報提供に努める
 - ・ 国又は地方公共団体等の取組に協力する
- 消費者の役割
 - ・ 知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するように努める

3. 基本的な方針 第11～21条

リスク分析の導入 第11～13条

- リスク評価（食品健康影響評価）の実施
- リスク評価の結果に基づく施策の策定
- リスクコミュニケーションの促進

第14～20条

- 緊急事態への対処等
- 関係行政機関の相互の密接な連携
- 試験研究の体制整備等
- 国の内外の情報収集等
- 表示制度の適切な運用の確保等
- 教育・学習の振興等
- 環境に及ぼす影響の配慮

実施するための基本的事項を定める

第21条

4. 食品安全委員会の設置(リスク評価の実施等) 第22～38条



入館時にセキュリティチェックがあります。身分証明書等ご本人の確認ができるものを提示していただくか、「食品安全委員会に行きます」とおっしゃってください。

交通

- ◆ 東京メトロ千代田線「赤坂駅」3b 徒歩約5分
- ◆ 東京メトロ丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩約10分
- ◆ 東京メトロ南北線・銀座線「溜池山王駅」7番・10番徒歩約10分

問い合わせ、連絡先

内閣府食品安全委員会事務局
〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20
赤坂パークビル22階

電話：03-6234-1166
内閣府 F A X：03-3584-7390